

○中野市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成18年3月31日告示第35号

中野市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が保育料等の減免をする場合に、市が行う幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助)

**第2条** 市長は、中野市に住所を有し、当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に入園料及び保育料を減免した設置者に対し、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日付け文部大臣裁定）第3条第2項の規定の例により補助するものとする。

(補助金の交付申請)

**第3条** 補助を受けようとする設置者は、中野市幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第1号）を市長が別に指定する日までに市長に提出するものとする。その場合中野市幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（様式第2号）及び保育料等減免措置に関する調書（様式第3号）並びに、徴収している入園料・保育料の額を明らかにする書類（園則等）もあわせて提出するものとする。なお、保育料等減免措置に関する調書には、市民税の課税証明書又は市民税の納税通知書（写）を添付するものとする。ただし、法の規定による生活保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所長の証明によって代えることができる。

(補助金の決定)

**第4条** 市長は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付について決定し、設置者に通知するものとする。

(報告)

**第5条** 交付の決定を受けた設置者は、減免措置の方法を遅滞なく市長に報告するものとする。

(実績報告)

**第6条** 設置者は、減免措置を完了した15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに中野市幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書（様式第4号）に保育料等の減免に関する確認書（様式第5号）を添付して市長に提出するものとする。

(減免申請の書類の整備)

**第7条** 補助金の交付を受ける設置者は、入園料及び保育料の減免をしたことを明らかにした証拠書類を備えておかななければならない。

(その他)

**第8条** 市長は、補助金の交付の事務処理上、必要と認めるときは関係書類の提示を求めることがある。

**附 則**

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）